

公立大学法人島根県立大学授業料等徴収規程

平成19年4月1日

規程第55号

(趣旨)

第1条 公立大学法人島根県立大学(以下「法人」という。)における入学検定料、入学料、授業料、学生寮使用料及び学位論文審査手数料(以下「授業料等」という。)の額、その徴収方法等については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料等の徴収)

第2条 島根県立大学又は島根県立大学短期大学部(以下これらを「大学」という。)の入学検定を受けようとする者からは入学検定料を、大学に入学しようとする者からは入学料を、大学に在学する者からは授業料を、大学の学生寮を使用する者からは学生寮使用料を、島根県立大学の大学院(以下「大学院」という。)の博士課程(後期)に在学せず学位論文をもって学位の授与を申請する者からは学位論文審査手数料を徴収する。

2 授業料等の額は、別表1のとおりとする。

3 国際交流等で学生寮に短期入寮許可を受けて大学の寮を使用する者に係る寮使用料の額については、前項の規定に関わらず、別表2のとおりとする。

(入学検定料及び入学料の納付時期)

第3条 入学検定料は入学願書を提出するときに、入学料は理事長が定める期間内に納付しなければならない。

(授業料の納付時期等)

第4条 授業料の納付は、各年度に係る授業料について春学期及び秋学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、春学期分にあつては4月1日から5月10日まで、秋学期分にあつては10月15日から11月10日までの間にそれぞれ納付しなければならない。ただし、大学が指定する口座振替の方法により納付する場合には、理事長が別途定める日までに納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の授業料は、入学又は受講を許可された日から15日以内に納付しなければならない。

(授業料の算出)

第5条 一般学生(入学又は受講の許可を受けた者のうち、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生を除いた者をいう。以下同じ。)であつて、期中途において入学又は受講を許可された者の当該期の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学を許可された日の属する月からその期の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。

2 前項の授業料は、入学又は受講を許可された日から15日以内に納付しなければならない。

3 次に掲げる一般学生の授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(1) 春学期における単位の修得をもって卒業又は修了した者

(2) 9月末日までに退学した者

- 4 大学院の修士課程又は博士前期課程の1年次に、大学の定めるところにより、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第2条第2項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額（以下「授業料納付総額」という。）を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 5 長期履修学生が長期在学期間を変更することを認められた場合に徴収する授業料の年額は、授業料納付総額から、前項に規定する授業料の年額に当該学生が在学した期間の年数を乗じて得た額を控除した額を、変更後の長期在学期間の年数から在学した年数を控除した年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 6 大学院の修士課程又は博士前期課程に在学する者で長期履修学生を除く者が2年次において長期履修学生となることを認められた場合に徴収する授業料の年額は、前項の規定を準用する。
- 7 前2項の規定により算出された授業料は、変更を認められた日の属する年度の翌年度から適用する。

（学生寮使用料の納付時期等）

第6条 学生寮使用料は、各月に係る学生寮使用料について、毎月理事長が定める期間内にその月分を納付しなければならない。

- 2 学生寮に入寮した場合又は退寮した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の学生寮使用料の額は、日割計算による。この場合において、計算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（学位論文審査手数料の納付時期）

第7条 学位論文審査手数料は、学位論文をもって学位の授与を申請するときに納付しなければならない。

（授業料等の減免）

第8条 理事長は、学業が優秀な一般学生であって、かつ、学資の支弁が困難なものについては、入学料及び授業料を減免することができる。

- 2 引き続き3月以上休学した者（科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生を除く。）の当該休学期間に係る授業料（授業料の年額を12で除して得た額に当該休学期間の月数を乗じて得た額をいう。）については、免除する。ただし、その休学が月の初日から末日までの期間の全日数にわたらない月における当該月分の授業料については、この限りでない。
- 3 他の大学（外国の大学を含む。）との単位互換に関する協定に基づく特別聴講学生については、入学検定料、入学料及び授業料を減免することができる。
- 4 理事長は、国際交流を推進する上で特に有益と認められる場合には、入学検定料、入学料、授業料及び学生寮使用料を減免することができる。
- 5 大学院の博士課程（後期）において、3年以上在学し、修了に必要な単位を修得し、及び必要な研究指導を受けた上で退学した者が、退学した日の翌日から起算して1年以内に学位論文の審査を申請する場合は、学位論文審査手数料を免除することができる。
- 6 県内者が推薦入試と一般入試を併願（推薦入試の合否が確定する前に一般入試に出願す

る場合に限る。) する場合は、一般入試の入学検定料を減免することができる。

7 前各項に規定するもののほか、特にやむを得ないと理事長が認める場合は、入学検定料、入学料、授業料及び学生寮使用料を減免することができる。

(入学料及び授業料の減免の額)

第9条 第8条第1項の規定による減免の額は、入学料及び授業料については第4条第2項に規定する期間に納付すべき額の全額、3分の2を乗じて得た額又は3分の1を乗じて得た額とする。

(授業料及び学生寮使用料の減免の期間並びに更新)

第10条 授業料及び学生寮使用料の減免の期間は、正規の修業年限を満了するために必要な月数以内とする。ただし、授業料の減免について、理事長が特に必要と認める場合は、更新を妨げない。

(入学料及び授業料の減免の申請手続)

第11条 第8条第1項の規定により入学料又は授業料の減免を受けようとする者は、理事長が定める期間内に、別に定める減免申請書を理事長に提出しなければならない。

(入学料、授業料及び学生寮使用料の減免の決定の通知)

第12条 理事長は、授業料、学生寮使用料又は第8条第1項に規定する入学料の減免をすることを決定したときは、書面により本人に通知するものとする。

(授業料及び学生寮使用料の減免の停止又は取消し)

第13条 理事長は、授業料又は学生寮使用料の減免を受けている者が減免の期間中において、減免継続事由に該当しなくなったときは、授業料又は学生寮使用料の減免を停止又は取消しすることができる。

2 理事長は、前項の規定により停止又は取消しの決定をしたときは、書面により本人に通知するものとする。

(入学料及び授業料の納付時期の猶予)

第14条 理事長は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第11条の規定により申請した者の入学料又は授業料の納付時期を猶予することができる。

2 前項の適用を受けた者に係る入学料又は授業料の納付時期の猶予期間は、それぞれの減免の決定があるまでの期間とする。

3 理事長は、前2項の規定にかかわらず、特にやむを得ない理由があると認める場合は、入学料、授業料及び学生寮使用料の納付時期を猶予することができる。

(授業料の分割徴収)

第15条 理事長は、第4条の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認める者については、授業料を分割により徴収することができる。

(授業料等の不還付)

第16条 既に納付した授業料等は還付しない。ただし、第8条の規定により授業料等の減免を受けた場合又は理事長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業料等の徴収方法等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(旧大学に在学する学生に係る取扱い)
- 2 公立大学法人島根県立大学定款附則第4条において定める旧大学に在学する学生に対する授業料等の額、その徴収方法等に係る取扱いについては、理事長が別に定めるもののほか、島根県立大学短期大学部の例による。

附 則

この規程は、平成20年9月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和元年11月8日から適用する。
- 2 改正前の規定により授業料又は学生寮使用料の減免の適用を受けている者又は減免の適用を条件とした募集に係る入学者に対する減免の取扱いについては、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 条第 2 項関係)

| 区分 | | | 一般学生 | 科目等履修生 | 聴講生 | 特別聴講学生 | 研究生及び特別研究学生 | |
|-------------|--------|-------------------|---|------------------|------------------|-----------------|------------------|----------------|
| 島根県立大学 | 入学検定料 | 学部 | 17,000 円 | 9,800 円 | — | 9,800 円 | 9,800 円 | |
| | | 大学院 | 30,000 円 | 9,800 円 | — | 9,800 円 | 9,800 円 | |
| | | 別科 | 18,000 円 | — | — | — | — | |
| | 入学料 | 県内者 | 学部及び大学院 | 188,000 円 | 18,800 円 | — | 18,800 円 | 56,400 円 |
| | | | 別科 | 112,800 円 | — | — | — | — |
| | | 県外者 | 学部及び大学院 | 282,000 円 | 28,200 円 | — | 28,200 円 | 84,600 円 |
| | | | 別科 | 169,200 円 | — | — | — | — |
| | | 島根県立大学短期大学部からの編入学 | | 75,200 円 | — | — | — | — |
| | | 授業料 | 学部及び大学院 | 年額 535,800 円 | 1 単位 14,800 円 | 1 単位 4,900 円 | 1 単位 14,800 円 | 月額 29,700 円 |
| | 別科 | | 535,800 円 | — | — | — | — | |
| | 学生寮使用料 | | 月額 14,000 円 (浜田キャンパス、出雲キャンパス) 月額 4,000 円 (松江キャンパス) | | | | | |
| 学位論文審査手数料 | | 1 件につき 57,000 円 | | | | | | |
| 島根県立大学短期大学部 | 入学検定料 | | 18,000 円 | 9,800 円 | — | — | 9,800 円 | |
| | 入学料 | 県内者 | 112,800 円 | 11,300 円 | — | — | 33,800 円 | |
| | | 県外者 | 169,200 円 | 16,900 円 | — | — | 50,700 円 | |
| | 授業料 | | 年額 390,000 円 | 1 単位 14,800 円 | 1 単位 4,900 円 | — | 月額 29,700 円 | |
| 学生寮使用料 | | 月額 4,000 円 | | | | | | |

備考 「県内者」とは次のいずれかに該当する者をいい、「県外者」とは県内者以外の者をいう。

ア 入学する日の 1 年以上前から引き続いて島根県の区域内に住所を有する者

イ 入学する日の 1 年以上前から引き続いて島根県の区域内に住所を有する配偶者又は 2 親等内の親族を有する者

ウ ア又はイに掲げる者に準ずると理事長が認めた者

別表 2 (第 2 条第 3 項関係)

| 区 分 | | 短期入寮許可者 |
|----------------|--------|----------|
| 島根 県立 大学 | 学生寮使用料 | 日額 740 円 |